# **畜產会 経営情報**

令和2年12月20日 | No.373

## 公益社団法人中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号第2デイーアイシービル9階 TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/ E-mail jlia@jlia.jp

#### 主な記事

#### 1 畜産学習室

肉用牛繁殖経営における早期改善に向けて 一経営分析のポイントと経営評価—(2)

(公社)兵庫県畜産協会 小平 晋也

#### 2 畜産データボックス

畜産クラスターに係る全国実態調査 結果について─肉用牛繁殖編─

(公社)中央畜産会 水野 希海

#### 3 畜産学習室

牛マルキンの納付猶予と肉用牛免税 における経理処理の留意点

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛一

#### 4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

### 畜産学習室

## 肉用牛繁殖経営における早期改善に向けて

-経営分析のポイントと経営評価- ( $oldsymbol{2}$ )

(公社)兵庫県畜産協会 小平 晋也

第1回では肉用牛繁殖経営の「経営分析のポイントと経営評価」のうち、肉用牛繁殖経営の特性や経営改善指導のために集めておきたい情報について説明しました。第2回は、経営判断に必要な分析数値の作成等について説明します。

## 経営判断に必要な分析数値の作成

第1回で把握した数値から、いくつかの分析数値を作成してみます。そして、その数値をもとに肉用牛繁殖経営の経営状況と課題がどこにあるか見ていきたいと思います。

畜産に限らず、経営で儲けるための方法には、"収入を増やす"あるいは"経費を減らす"のいずれかしかありません。ついては、収入の増加、経費の節減につながる視点からみていきたいと思います。

#### (1) 収入の増加に関する分析

繁殖経営における収入額は、<u>子牛販売額</u>+ 成雌牛淘汰更新販売額+その他収入ですが、 ここでは、繁殖経営の売上高の主たる要素である子牛販売額の増加という視点からみていきます。それでは、販売額に関する分析数値を作成します(表1)。

繁殖経営における売上構成要素と関係については**図1**のとおりです。子牛販売額は、<u>出</u> 荷子牛1頭当たり販売価格A×子牛販売頭数 と表すことができます。また、子牛販売頭数 は、成雌牛飼養頭数B×子牛出荷率Cと言い

#### (表1)販売額に関する分析数値

項目		数值	摘 要
成雌牛頭数		頭	
子牛生産頭数		頭	雌 頭、雄 頭
子牛販売頭数		頭	雌 頭、雄 頭
売上高		円	子牛販売額
子牛生産率		%	子牛生産頭数/成雌牛頭数×100
子牛販売率		%	子牛販売頭数/成雌牛頭数×100
成雌牛1頭当た	とり売上高	円	子牛販売金額/成雌牛頭数
	販売価格	円	子牛販売額/子牛販売頭数
出荷子牛	出荷体重	kg	
1頭当たり <sup>注</sup>	出荷日齢	日	
	日齢体重	kg	出荷体重/出荷日齢

注:出荷子牛1頭当たりは、雌雄合計と合わせて雌雄別にも整理 してください。 換えることができます。

このことから、売上高(子牛販売額)は、 出荷子牛1頭当たり販売価格A×成雌牛飼養 頭数B×子牛出荷率Cになります。

上記の計算式には、A~Cの3つの要素がありますが、このうちいずれかの数値が変動すれば、売上高(子牛販売額)に影響を与える関係性があることを示しています。

では、具体的に子牛販売額増加のために3 つの要素の向上に当たり留意点を整理してい きます。

#### ① 成雌牛頭数を増やす

成雌牛頭数を増やす(規模拡大)と子牛生 産頭数、子牛販売頭数が増え、子牛販売額も 増加します。

しかしながら、規模拡大するにあたっては 次の3点に留意する必要があります。

第一に施設の状況です。現有施設にどのくらい空きスペースがあるのか、また、飼養方法の検討等によりスペースを確保できた場合に、そこに何頭収容することが可能なのか把握することが重要です。飼養状況が密になりすぎることで、成雌牛、子牛にストレスを与え、繁殖成績、子牛の発育に悪影響を与える

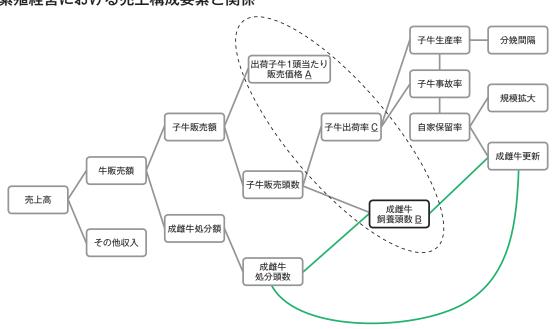
可能性もあります。また、管理が行き届かず、 疾病の発見遅延、事故の発生率が上がること も懸念されます。

現有施設でスペースが確保できない場合、 牛舎の新増築の検討を行うことになります が、国等の補助事業を利用したとしても、自 己負担分は発生します。新増築にあたっては、 投下費用をどの程度の期間で回収するのか綿 密な計画が必要です。

第二に成雌牛の確保です。外部導入で賄うなら育成牛の導入にかかる経費も考慮しなければなりませんし、自家保留をする場合は販売収入が減少します。また、育成牛の導入、保留をした場合は、種付け〜分娩〜市場出荷に20ヵ月程度を要します。当たり前ですが、成雌牛頭数が増えれば、子牛頭数も増えるので収容場所も検討しておく必要があります。

第三に労働力の状況です。現状の従事人数で何頭の成雌牛を管理できているのか。余剰労働力がどの程度残されているのか把握しなければなりません。労働力を正確に把握せずに増頭した結果、管理に手が回らなくなって、結果、出荷頭数や成績が下がることもあります。雇用による新たな労働力の確保も手段で

#### (図1)繁殖経営における売上構成要素と関係



すが、定着しなかったという事例も多く聞か れます。

まずは、今の労働力で成績を下げないで何 頭まで飼えるのかは、施設の状況、複合経営 では他の作物等への労働力配分によって異な りますので経営主だけでなく、関係機関等の 第三者の意見を聞くことも重要です。

現在、規模拡大する事例では、飼料生産を 中止するケースが少なくないのですが、継続 して、自給飼料を生産する場合は、現状での 粗飼料自給率を把握し、増頭に見合った作付 状況ができなければ粗飼料を購入することも 考慮しなければなりません。

#### ② 子牛出荷率を上げる

子牛出荷率 (成雌牛1頭当たり販売頭数) を上げるのは、経営主の腕の見せ所、飼養管 理能力が表れるところです。

子牛出荷率は、「子牛生産率 - 事故率 - 自 家保留率 | で計算することができますので、 子牛出荷率を上げるためには、子牛生産率を 上げるか、事故率・自家保留率を下げるかの いずれかになります。

このうち、最初に取り組みたいのが事故率 の低減です。事故の発生理由が、飼養管理に かかわる環境的要因なのか、突発的、一過性 な要因なのかを分析して、環境的要因であれ ば問題点を改善し、再発防止につなげます。 突発的な疾病等であれば、日頃の観察、管理 を徹底し、必要に応じて獣医師等に相談しま しょう。

自家保留率は、自分の農場の成雌牛に向け る割合です(繁殖肥育一貫経営では肥育仕向 けもありますが、ここでは繁殖専門経営とし 成雌牛への仕向けとします)。成雌牛の更新 が多く、外部からの育成牛導入に拠らず更新 すれば自家保留率も高くなりますし、規模拡 大の過程においても同様です。

肉用牛成雌牛の耐用年数は法定では6年で す。しかし、実際には6年で更新した場合、 自家保留頭数が多くなり販売頭数が減る、あ

るいは繁殖後継牛の導入経費がかかることか らいずれにしても経営的には負担となりま す。更新率が低ければ、成雌牛が老齢化して きますので、適当な計画の策定に基づく更新 を行うことが必要です。肥育農家からは、産 次数が10産を超えた産子については買い控え るという話も聞きますが、成雌牛の繁殖成績 が低下しないのであれば供用期間を長くする ことは、経営上は有効だと思います。

子牛生産率 (成雌牛1頭当たり生産頭数) の向上は、繁殖成績の向上です。繁殖成績を 表す数値として分娩間隔がありますが、分娩 間隔と子牛生産率とは逆比例します。分娩間 隔が長くなれば子牛生産率は下がりますし、 分娩間隔が短くなれば子牛生産率は上がりま す。

最終分娩と前回分娩のように二産間を切り 取った分娩間隔の他にも、総分娩間隔、生涯 分娩間隔という指標があります。総分娩間隔 は、初産から直近の最終分娩までの平均分娩 間隔です。生涯分娩間隔は、生年月日から直 近最終分娩までの平均分娩間隔となります。 生涯分娩間隔は、初産月齢を反映させた指標 であり、初産が遅れることによって生涯に分 娩する子牛頭数に影響することがわかりま す。分娩間隔が長くなっている要因が恒常的 なものなのか、一過性なのか判断するのに有 効ですので、更新を検討するにあたって押さ えておきたい指標です。

子牛生産率を上げるには、飼料給与や飼養 管理体制、成雌牛の状態等、さまざまな要因 がありますので、より多くの数値、指標を収 集した上で問題点の把握と改善対策に取り組 まなければなりません。

#### ③ 子牛1頭当たり販売価格を上げる

牛肉の消費動向によって枝肉相場は変動 し、これに子牛販売価格は影響を受けます。 つまり、枝肉相場が上向くと肥育農家の購買 力が高まり、子牛取引も高相場になります。 このように子牛取引価格は外部要因に影響さ

れますが、少しでも市場性の高い血統構成、健全な発育の子牛をつくることが重要です。

そのうえで、相場に影響される販売価格に 一喜一憂するのではなく、出荷した子牛が平 均の販売価格、体重や日齢体重(出荷体重/ 出荷日齢)と比較し、どの位置にいるのか確 認することは必須です。そして、どの点が評 価されたのか、されなかったのかを検証し、 以降の種付け、飼養管理に生かすことが重要 です。

また、忘れていけないのは、販売した子牛は肥育され、食肉となって消費者に届けられるということです。消費者の声までは拾えませんが、せめて購買してくれた肥育農家から情報を収集しましょう。自分の交配、飼養管理がどのような枝肉成績という結果になったのかを知り、以降につなげることが重要です。販売先での結果、評価に気を配るのは、繁殖もと牛として購買された場合も同様です。

子牛の血統や発育は当然のことながら、繁殖農家の名前をみて買うという肥育農家もいます。肥育農家に選ばれる繁殖農家になることが、販売価格アップに導きます。

**表2**は、収入の増加に関するチェックポイントを整理したものです。

#### (表2) 収入の増加に関するチェックポイント

項 目	チェックポイント	検討事項・対応策など						
成雌牛頭数を	収容施設はありますか							
増やす	労働力は十分ですか							
	粗飼料は確保できますか	粗飼料面積はありますか						
		粗飼料は調達できますか						
子牛出荷率を	子牛生産率はいくらです	分娩間隔はどのくらいですか						
上げる	か	分娩間隔の長い無駄な成雌牛はいませんか						
	子牛の事故は多くないで	事故の原因は何ですか						
	すか	流産・死産もみておきましょう						
	自家保留頭数が多いです	規模拡大を図っていますか						
	か	成雌牛の更新率は 成雌牛の淘汰・事故は						
		適当ですか 多くないですか						
子牛販売価格	地域の平均子牛出荷成績	販売価格は						
を上げる	と比較してどうですか	出荷体重は						
		出荷日齢は						
		日齢体重は						

#### (2) 経費の節減に関する分析

畜産経営にかかる経費を分けると「固定費」 と「変動費」に分けることかできます。

固定費は、子牛の販売頭数、販売金額の増減に関わりなく一定である費用ですが、固定費はさらに、土地・施設・機械等の生産基盤にかかる固定費と成雌牛にかかる固定費に分けることができます。

土地・施設等の生産基盤にかかる固定費は、成雌牛の飼養規模や子牛販売頭数の増減に関わらず経営をする上で新たに購入をしなければほぼ増えることがない経費で、肥料等の自給飼料資材、燃料・水道光熱費、修繕費、租税公課、建物・施設・機械の減価償却費、長期借入金支払利息、地代などがあります。

例えば、肥料等の自給飼料資材は飼料面積によるものですし、牛舎の電気代は牛舎があれば一定額かかります。機械の修理代や燃料費は機械の所有・稼動状況によるもので、成雌牛の飼養頭数や子牛の出荷頭数によって変化する経費ではありません。

ついては、この生産基盤にかかる固定費を減らすことはできませんが、成雌牛1頭当たりの固定費を下げるために利用効率を高めることが重要です。例えば、牛舎の維持管理経費は、その牛舎の収容能力に対して100%の

頭数を飼養しても、50%の 飼養頭数でも一定額発生しま すので、前者は1頭当たり経 費でみると半分の経費になり ます。

成雌牛にかかる固定費は、 成雌牛の購入飼料費、種付費、 成雌牛の診療費・家畜共済掛 金、成雌牛減価償却費(成雌 牛の更新経費)等です。これ は成雌牛頭数が一定であれば 定額でかかってきますが、規 模拡大をして成雌牛頭数が増 えると連れて増えてきます。 ですから、規模拡大の際には、変動する固定費です。

この成雌牛にかかる固定費を減らすには、 成雌牛の飼料給与を代えるなど飼養管理方法 を検討することが必要です。

#### ① 飼料費を検討する。

肉用牛繁殖経営の経費のなかで一番割合が 高く、飼養管理技術の状況や経営環境が反映 されるのが飼料費です。

しかしながら、飼料費が高いといってやみくもにカットしたり、少なければ良いというものではありません。子牛の発育や成雌牛の適正な管理のためには、飼養標準に基づいた妥当な飼料給与体系を組む必要があります。

また、肉用牛繁殖経営は粗飼料(自給飼料)の利用性が高いので、自給飼料基盤がある経営であれば、粗飼料を有効に活用することにより購入飼料費を低減させることが可能になります。それでは、飼料費に関する分析数値を作成します(表3)。

成雌牛1頭当たり購入飼料費が高い場合 は、まずは飼料給与体系が適切かどうか、必

(表3) 飼料費に関する分析数値

(XO) MATERIAL OF MARKET											
	数值	摘 要									
	頭										
	頭										
	円	子牛販売額									
	円										
売上高	円	子牛販売金額/成雌牛頭数									
購入飼料費	頭	購入飼料費/成雌牛頭数									
購入飼料費	円	購入飼料費/子牛販売頭数									
費率	%	購入飼料費/子牛販売金額×100									
責	a										
同料面積	a	飼料面積/成雌牛頭数									
	購入飼料費 購入飼料費 費率 責	頭 頭 円 円 売上高 円 購入飼料費 頭 購入飼料費 円 費率 %									

#### (表4) 飼料費の節減に関するチェックポイント

チェックポイント	検討事項・対応策など
売上高対飼料費はどうですか	繁殖成績はどうですか
九上同刈 則符負はこう しりが	販売額は落ちてはいませんか
粗飼料の購入割合はどうですか	自給飼料面積はどうですか
性則性の購入的日はとうとりが	自給飼料の確保量はどうですか
給与体系はどうですか	無駄な飼料を食べさせていませんか
和子体がほとうとすが	自給飼料を十分利用していますか
飼料価格はどうですか	

要以上の飼料を与えていないかチェックして みてください。飼料購入額が高くなる要因と しては、自給飼料面積が不足し、自給飼料生 産用機械を整備しているにも関わらず、粗飼 料の不足分を購入している場合があります。 まずは、粗飼料の面積当たりの収穫量を チェックし、低ければ栽培管理方法の改善が 必要です。収穫量に問題がなければ、飼料面 積の拡充も検討すべきでしょう。飼料面積が 狭いと自給飼料の生産原価も高くなります。

成雌牛1頭当たり購入飼料費が低いからといって問題がないとは言い切れません。売上高対飼料費比率が高い場合は注意が必要です。市場での子牛販売価格が低いことにより売上高対飼料費比率が高くなる場合もありますし、子牛の生産率が低い場合では、子牛の飼料費が少ないので結果的に成雌牛1頭当たり購入飼料費が低くなることもあります。

成雌牛1頭当たり生産頭数を上げて、相対 的に売上高対飼料費比率を下げていくことが 必要ですが、複数の指標を用いて多面的に経 営内容を把握することが重要です。

**表4**は、飼料費の節減に関するチェックポイントを整理したものです。

粗飼料について、地域特性や経営 規模によって栽培ができない地域も あります。土地要件が悪く、費用対 効果が低いのであれば、自給は中止 し、その分増頭等に労力を振り向け る方法もあります。

ここまでは、経営判断に必要な分析数値の作成について説明してきました。第3回では、モデルケースをもとに肉用牛繁殖経営の経営判断の仕方について説明していきたいと思います。

一つづく一

(筆者:(公社) 兵庫県畜産協会 総括畜産コンサルタント)

## 畜産データボックス

## 畜産クラスターに係る全国実態調査 結果について─肉用牛繁殖編─

(公社)中央畜産会 水野 希海

#### はじめに

本会では、畜産クラスターの中心的な経営体の育成のための参考値・指標値を整備するために、道府県畜産協会の協力のもと、全国の畜産経営体を対象に経営状況に係る全国実態調査を実施し、その結果を基に酪農および肉用牛経営の収益性や生産技術成績等の全国平均値を組替集計して、取りまとめを行っています。

調査結果は、中央畜産会ホームページ (URL: http://jlia.lin.gr.jp/cluster/) に掲載 しています。

内容は、経営の概要、損益、収益性の諸要 因等、各項目の調査結果を示しています。

本稿では、前号の酪農に引き続き肉用牛繁

殖経営を対象に実施した令和元年度調査結果 (平成30年度実績、以下「30年度」)について報告します。全体平均値については、前年 度(平成29年度実績、以下「29年度」)と の比較、成雌牛飼養頭数規模階層別の平均値 については、30年度を階層間で比較することで、調査結果を解説します。

#### 1. 経営概要

表1に経営の概要を示しました。

労働力員数(年間の総労働時間を2000時間で1.0人として換算)は、30年度が1.7人、29年度が2.0人でした。

成雌牛飼養頭数は、30年度が43.7頭、29年度が46.8頭であり、30年度が29年度より

#### (表1)経営の概要

項目	単位	平成29年度 実績				平成30年	F度実績					
		全体	全体	1~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~80	80頭~		
集計件数		75	100	2	14	15	25	15	19	10		
労働力員数	人	2.0	1.7	0.6	0.9	1.4	1.4	1.7	2.3	3.4		
うち家族労働力員数	人	1.7	1.5	0.6	0.8	1.3	1.2	1.6	2	2.2		
成雌牛飼養頭数	頭	46.8	43.7	10	16.5	25.8	34.7	44.6	59.4	106.6		
育成牛飼養頭数	頭	3.6	2.0	3.3	1.1	1.3	1.7	2.3	2.6	3.5		
個別利用自作地	a	717.1	472.2	245.0	160.4	204.8	392.5	572.4	715.3	942.0		
個別利用借地	a	503.5	1,140.7	355.0	83.6	451.0	504.0	673.4	3,949.1	769.5		
共同利用地	a	119.3	138.1	125	53.6	66.3	215.9	74.5	31.6	470		
耕・草地のべ面積計	a	1,339.9	1,751.0	725.0	297.6	722.1	1,112.4	1,320.3	4,695.9	2,181.5		
子牛分娩頭数	頭	39.1	37.0	8.0	12.9	20.1	28.8	37.3	50.8	95.6		
子牛販売頭数	頭	34.1	32.0	7.0	11.5	18.9	24.4	31.9	45.7	78.3		
(労働生産性)	(労働生産性)											
雇用依存率	%	8.6	11.9	0.8	5.8	9.9	13.6	6.9	10.4	31.6		
労働力1人当たり成雌牛飼養頭数	頭	26.0	26.9	18.4	20.7	20.6	29.8	27.7	29.6	32.9		
成雌牛1頭当たり年間労働時間	時間	94	88	108	111	111	83	78	78	67		

も約3頭少なくなっていました。また、子牛の分娩頭数は、30年度が37.0頭、29年度が39.1頭であり、販売頭数は、30年度が32.0頭、29年度が34.1頭であり、いずれも30年度が29年度よりも約2頭少なくなっていました。

成雌牛飼養頭数規模階層別(30年度)に みると、労働力員数は0.6~3.4人で、飼養規 模が大きくなるにつれて多くなっていまし た。また、雇用依存率は、1~10頭規模階層 を除くと、80頭以下の規模階層では5.8~ 13.6%でしたが、80頭以上規模階層では、 31.6%と高くなっていました。

成雌牛1頭当たり労働時間は、67~111時間で飼養規模が大きくなるにつれて短くなりました。また、30頭以下の規模階層の労働時間は111時間、30頭以上の規模階層では67~83時間で、30頭規模を境にして28~44時間の違いがありました。

労働力1人当たり成雌牛飼養頭数は、30 頭以下の規模階層では1人当たり20頭程度、 30頭以上の規模階層では1人当たり30頭前 後となり、約10頭の差がありました。

#### 2. 収益性分析

#### 1) 売上高

表2に売上高(成雌牛1頭当たり)の概要

を示しました。

売上高計は、30年度が56万9923円、29年度が57万9915円で、30年度が29年度よりも約1万円少なくなっていました。売上高のうち子牛販売収入は、30年度が55万6131円、29年度が56万3119円で、30年度が29年度よりも約7000円少なくなっていました。

成雌牛飼養頭数規模階層別にみると、子牛販売収入は、1~10頭規模階層を除くと、52~60万円であり、50~80頭規模階層が最も多く60万3512円でした。また、売上高計は、1~10頭規模階層を除くと、53~61万円であり、50~80頭規模階層が最も多く60万8599円でした。

#### 2) 費用

**表3**に費用(成雌牛1頭当たり)の概要を 示しました。

当期生産費用のうち、購入飼料費は、30年度が14万5732円、29年度が15万89円で30年度が4357円少なくなりました。労働費は、30年度が13万3257円、29年度が11万5981円で30年度が1万7276円多くなっていました。減価償却費は、建物・構築物減価償却費、機器具・車両減価償却費、家畜減価償却費ともに30年度の方が多く、減価償

(表2) 売上高(成雌牛1頭当たり)

項目	単位	平成29年度 実績	平成30年度実績								
		全体	全体	1~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~80	80頭~	
集計件数		75	100	2	14	15	25	15	19	10	
子牛販売収入	円	563,119	556,131	392,863	527,456	571,817	526,342	574,078	603,512	562,925	
育成牛販売収入	円	6,915	582	0	1,110	0	0	0	2,243	0	
肥育牛販売収入	円	1,279	5,972	0	0	5,365	11,337	2,299	726	18,504	
堆肥販売・交換収入	円	858	1,052	0	0	3,411	833	24	267	2,781	
その他売上高	円	7,743	6,186	0	4,648	12,755	10,995	26	1,850	5,181	
売上高計	円	579,915	569,923	392,863	533,213	593,348	549,506	576,427	608,599	589,391	

却費計は30年度が9万7940円、29年度が 9万237円で、30年度が7703円多くなりま した。

これらの結果、当期生産費用合計は、30 年度は29年度よりも成雌牛1頭当たり約 2万5000円多くなっていました。

成雌牛飼養頭数規模階層別にみると、1~ 10頭規模階層を除くと、80頭以上規模階層 が、当期生産費用合計が49万8467円で最も 少なくなりました。内訳をみると、もと畜費、 自給飼料費、家族労働費、労働費計、電力・ 水道費、燃料費、機器具・車両減価償却費、 家畜減価償却費、小農具費が他の階層規模よ りも少なくなりました。特に労働費計は、労 働力1人当たり成雌牛飼養頭数が最も多い 80 頭以上規模階層で最も少なく、10 万円を 下回っていました。一方、購入飼料費、敷料 費、雇用労働費、消耗諸材料費、賃料料金そ の他は、80頭以上規模階層が最も多くなり ました。特に、雇用労働費は、80頭以上規 模階層では、雇用依存率が高かったことから、 他の階層の2~3倍多くなりました。

#### (3) 収益性

表4に収益性(成雌牛1頭当たり)の概要 を示しました。

30年度は、29年度と比較して、売上高が 少なく、当期生産費用が多いため、経常利益 は約3万3000円少なくなりました。その結果、 家族労働力1人当たり年間経常所得は、30 年度は29年度よりも49万1000円少なくな り、所得率も 3.4% 低くなりました。

(表3)費用((補助金を圧縮する場合)成雌牛1頭当たり)

項目	単位	平成29年度 実績				平成30年	<b>三度実績</b>			
		全体	全体	1~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~80	80頭~
集計件数		75	100	2	14	15	25	15	19	10
種付料	円	18,145	17,659	9,877	18,641	18,730	18,455	14,815	18,749	16,438
もと畜費	円	37,511	32,858	40,812	51,160	45,526	17,857	47,712	24,531	17,683
購入飼料費	円	150,089	145,732	89,997	144,763	151,144	149,217	139,720	142,745	156,095
自給飼料費	円	14,386	13,848	14,800	9,947	18,091	16,464	15,164	11,797	8,132
敷料費	円	3,866	4,483	0	500	5,915	3,505	5,279	5,044	8,990
雇用労働費	円	10,305	13,444	300	6,130	12,467	19,439	8,100	9,693	27,930
家族労働費	円	105,676	119,814	101,289	132,618	152,432	113,860	118,922	120,748	71,112
労働費計	円	115,981	133,257	101,589	138,748	164,899	133,299	127,022	130,441	99,043
診療・医薬品費	円	19,222	19,397	8,966	16,471	21,132	14,746	21,401	26,576	17,957
電力・水道費	円	8,067	9,933	6,519	9,655	13,314	8,687	8,021	12,184	7,641
燃料費	円	11,114	13,094	1,480	11,690	16,896	14,488	13,902	11,671	9,686
建物・構築物減価償却費	円	11,606	12,851	10,692	16,267	7,828	11,020	14,220	18,068	8,646
機器具・車輌減価償却費	円	30,705	33,813	34,546	33,728	37,921	32,187	34,811	38,528	21,234
家畜減価償却費	円	47,926	51,276	7,224	48,868	55,642	52,204	56,051	50,712	48,495
減価償却費計	円	90,237	97,940	52,462	98,863	101,391	95,412	105,082	107,308	78,376
修繕費	円	21,183	24,815	574	27,251	31,426	24,307	20,538	26,284	21,227
小農具費	円	4,994	5,307	3,712	13,071	5,634	3,106	2,949	6,751	562
消耗諸材料費	円	9,764	12,360	10,692	8,119	17,052	11,823	10,179	11,693	17,471
賃料料金その他	円	25,153	24,672	15,650	18,907	28,139	25,353	29,546	14,758	39,167
当期生産費用合計	円	529,712	555,353	357,130	567,786	639,290	536,719	561,328	550,531	498,467
当期生産費用合計 (家族労働費を除く場合)	円	424,036	435,539	255,841	435,168	486,858	422,859	442,406	429,783	427,355

成雌牛飼養頭数規模階層別にみると、所得率は28.3~41.0%で、40~50頭規模階層が41.0%で最も高くなりました。これは、40~50頭規模階層が営業外収益が他の規模階層よりも多かったこと、また経常利益では80頭以上の規模階層よりも少ないが、雇用依存率が低く家族労働力で経営をまかなっていることが要因となっていました。

一方で、所得率が最も低かったのは、20~30頭規模階層で、当期生産費用合計が最も多かったこと、営業利益が唯一マイナスであったことが要因でした。

家族労働力1人当たり経常所得は、30頭

以下の規模階層では250~450万円、30頭以上の規模階層では660~760万円と2倍近い差がありました。

#### 4) 収益性諸要因分析

表5に収益性諸要因分析の概要を示しました。

30年度は29年度と比較し、平均分娩間隔が0.4カ月延びていました。日齢体重は、30年度は29年度と比較し、0.01kg改善されていました。

成雌牛飼養頭数規模階層別にみると、平均 分娩間隔は12.4~15.7カ月で、40頭以上の

(表4)	収益性	(成雌生1	頭当たり)	)
(32)			ツスコ/L 'ノ /	,

項目	単位	平成29年度 実績	平成30年度実績								
		全体	全体	1~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~80	80頭~	
集計件数		75	100	2	14	15	25	15	19	10	
売上総利益	円	132,659	96,850	63,941	73,215	32,347	120,412	95,830	109,812	151,269	
販売費・一般管理費計	円	72,841	75,538	37,468	68,650	85,039	68,291	76,425	89,979	67,889	
営業利益	円	59,818	21,312	26,473	4,565	-52,692	52,121	19,404	19,833	83,380	
営業外収益計	円	79,414	82,137	21,283	79,284	98,933	75,130	112,898	69,126	69,209	
営業外費用計	円	16,022	13,560	8,841	10,426	21,382	12,375	14,404	12,599	10,683	
経常利益	円	123,210	89,889	38,915	73,423	24,859	114,876	117,899	76,360	141,906	
経常所得	円	228,887	209,703	140,203	206,041	177,291	228,737	236,820	197,108	213,018	
家族労働力1人当り年間経常所得	千円	6,601	6,110	2,524	4,528	3,849	7,011	7,107	6,659	7,638	
所得率	%	39.4	36.0	36.0	37.6	28.3	40.8	41.0	31.2	35.2	
売上高経常利益率	%	20.4	14.3	8.4	12.0	2.0	19.6	19.5	10.4	23.5	

#### (表5) 収益性諸要因分析(繁殖主体経営)

項目	単位	平成29年度									
		全体	全体	1~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~80	80頭~	
集計件数		75	100	2	14	15	25	15	19	10	
成雌牛1頭当たり年間子牛販売頭数	頭	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8	
平均分娩間隔	月	12.8	13.2	15.7	13.2	13.5	13.9	12.7	12.9	12.4	
受胎に要した平均種付回数	回	1.7	1.8	1.6	1.7	1.9	1.7	1.7	1.6	2	
廃用牛平均供用年数(更新廃用のみ)	年	9.7	9.1	11.0	10.6	9.7	8.9	8.6	8.4	9.3	
雌子牛1頭当たり販売価格	円	694,152	698,593	568,405	683,404	688,639	681,320	734,225	724,129	702,044	
雌子牛1頭当たり販売日齢	日齢	280	281	209	283	274	288	285	279	287	
雌子牛1頭当たり販売体重	kg	273	277	208	281	269	281	281	281	278	
雌子牛1頭当たり日齢体重	kg	0.98	0.99	0.98	1.00	0.98	0.98	0.99	1.01	0.97	
去勢子牛1頭当たり販売価格	円	817,460	813,750	547,590	784,158	818,361	814,572	839,789	835,031	819,946	
去勢子牛1頭当たり販売日齢	日齢	267	270	212	270	267	274	275	267	272	
去勢子牛1頭当たり販売体重	kg	294	299	211	300	295	305	300	302	298	
去勢子牛1頭当たり日齢体重	kg	1.10	1.11	1.01	1.11	1.11	1.11	1.09	1.14	1.10	

規模階層では、13カ月を下回っていました。 廃用牛平均供用年数は、30頭以下の規模階 層では 9.7~11.0 年、30 頭以上の規模階層で は8.4~9.3年で、30頭以上の規模階層の方 が少なく、30頭規模を境にして0.4~2.6年 の違いがありました。

雌子牛1頭当たりの販売価格は、56~73 万円で、40頭以上の規模階層では70万円台 であり、平均販売価格よりも高くなりました。

#### 5) 施設投資・資金借入状況

表6に施設投資・資金借入状況 (成雌牛1) 頭当たり)の概要を示しました。

成雌牛1頭当たり施設機器具平均投資額 は、30年度が25万6206円、29年度が20万 3604 円で、30 年度が 5 万 2602 円多くなりま した。成雌牛1頭当たり資金借入残高は、30 年度が21万4778円、29年度が20万2493 円で、30年度が1万2285円多くなりました。 成雌牛1頭当たり年間借入金償還負担額は、 30年度が3万5870円、29年度が3万1717 円で、30年度が4153円多くなりました。経 常所得対借入金償還額比率は、30年度が 10.9%、29年度が13.5%で、30年度が2.6% 低くなりました。

成雌牛飼養頭数規模階層別にみると、成雌

牛1頭当たり施設機器具平均投資額は、1~ 10 規模階層を除くと 50~80 頭規模階層まで は20~32万円で、飼養規模が大きくなるに つれて多くなりました。また、80頭以上規 模階層は、約14万円であり、他の階層の半 分程度でした。

資金借入残高は、経常所得が最も少なかっ た20~30頭規模階層が最も多くなりました。 また、経常所得対借入金償還額比率は、20~ 30 頭規模階層が唯一マイナス (△ 24.7%) となりました。

#### 3. まとめ

30頭以下の規模階層と30頭以上の規模階 層を比較すると、30頭以上の規模階層の方 が、労働力1人当たりの成雌牛飼養頭数が多 く、成雌牛1頭当たり労働時間が短く、家族 労働力1人当たり年間経常所得が1.5~2倍 多くなっていました。

今回の調査結果を経営改善のための参考と して活用ください。

最後に、調査にご協力いただいた道府県畜 産協会の皆さまに厚くお礼申し上げます。

(筆者(公社)中央畜産会経営支援部(支援・ 調査)技師)

(表6) 施設投資・資金借入状況

(P) O MORNING											
項目	単位	平成29年度 実績		平成30年度実績							
		全体	全体	1~10	10~20	20~30	30~40	40~50	50~80	80頭~	
集計件数		75	100	2	14	15	25	15	19	10	
成雌牛1頭当り施設機器具平均投資額	円	203,604	256,206	850,910	207,313	241,681	223,171	288,157	321,128	138,813	
成雌牛1頭当り資金借入残高	円	202,493	214,778	61,916	165,625	370,966	161,217	263,072	215,564	139,850	
成雌牛1頭当り年間借入金償還負担額	円	31,717	35,870	0	15,416	25,229	44,267	64,863	41,099	13,226	
経常所得対借入金償還額比率	%	13.5	10.9	0.0	12.9	-24.7	0.5	31.2	37.5	9.1	

### 畜産学習室

## キマルキンの納付猶予と 肉用牛免税における経理処理の留意点

農業経営コンサルタント・税理士 森 剛一



### はじめに

2020年4月末から肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の生産者負担金の納付猶予が行われています。この間、牛マルキンは、国費分である4分の3相当額が交付され、生産者負担金は実質的に免除される形となります。これは、新型コロナウイルス感染症による枝肉価格の低迷が続き、肥育農家の経営状態の悪化や牛マルキンの交付金の交付が継続することが想定されることから、肥育農家の資金繰りの支援のために措置されたものです。登録生産者が飼養する登録肉用牛のうち、2020年4月末から負担金の納付期限を迎える全ての登録肉用牛が納付猶予の対象となっています。

## = 牛マルキンとは

牛マルキン制度とは、「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、月ごとの標準的販売価格(粗収益)が標準的生産費(生産コスト)を下回った場合に、肉用牛の生産者に対して粗収益と生産コストの差額の9割を交付金として交付するものです。肉用牛生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を図るものです(図1)。

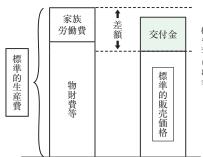
牛マルキン制度は、2009年度まで県団体ご とに実施されてきた肉用牛肥育経営安定対策 補填金(マルキン)制度に代わって、2010年 度に創設され、2019年度からは「畜産経営の 安定に関する法律」に基づく法律制度となり ました。

牛マルキン制度では、国の助成のほか、生産者が積み立てた生産者積立金によって賄われることになっており、交付金のうち4分の1に相当する額は生産者の積立てによる積立金から支出されます。制度に加入するためには、生産者と県団体との間で「肥育牛補填金交付契約」を締結します。なお、県団体によっては、生産者積立金とは別に、「事務負担金」や「事務手数料」等の名目で手数料を徴収している場合があります。

## 一般的な牛マルキンの経理

生産者が納付した生産者積立金は、国税庁 長官が指定した「特定の損失等に充てるため の負担金」(所得税法施行令167条の2)に該 当し、税務上必要経費または損金に算入され ます。また、消費税については、「保険料に

#### (図1) 牛マルキンの制度の概要



標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額の9割を 交付金として交付

(交付金のうち1/4に相当する額 は、生産者の積立てによる積立 金から支出) 類する共済掛金その他の保険料に類するもの」として、非課税仕入れとなります。ただし、手数料相当額については、消費税の課税 仕入れとなります。

一方、交付金は、販売に伴ってその数量に 基づき交付され、販売により実現するもので すので、「価格補填収入」勘定により営業収 益として取り扱い、売上高の区分に記載しま す。ただし、個人農業者の青色申告決算書に おいては、価格補填収入を雑収入に含めます。

牛マルキンについては、年内(事業年度内) に売却された肉用牛に対する交付金が翌年 (翌事業年度) に交付される場合、未収入金 として計上する必要があります。肉用牛の売 却による農業所得の課税の特例(肉用牛免税) に関連する肉用子牛生産者補給金、牛マルキ ンの交付金は、対象牛の売却した日の属する 年分(事業年度分)の収入金額(収益)とな り、本来、肉用牛の売却時に未収入金として 計上することになります。この点、交付を受 けるべき日の属する年分 (事業年度分)の収 入金額(収益)となる他の補給金等と取扱い が異なるので留意が必要です。なお、牛マル キンは、保険金に準ずるもの、または国等か ら受ける補助金等として、消費税の不課税収 入になります。

#### 仕訳例:黒毛和種 10 頭分の生産者積立金、事 務負担金が普通預金から引き落とされた。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
共済掛金	非	180,000	普通預金	不	180,000
事務通信費	課	5,000	普通預金	不	5,000

仕訳例: 10 月に出荷した乳用種の肥育牛 10 頭分について、41,700 円の補填単 価により牛マルキンの補填が行われる ことになった。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
未収入金	不	417,000	価格補填収入	不	417,000

なお、肉用牛免税において、牛マルキンは、 これを加算した後の金額を売却価額とするこ ととなっており、免税所得に含まれます。

## **キマルキンの納付猶予に係る経理**

納付猶予牛に係る交付金が交付されることとなった場合には、負担金の納付と積立金からの支払が同時に行われたものとして相殺し、国費分(4分の3)のみが交付されます。この場合、肉用牛の売却日に交付金(4分の4)を未収計上する一方で、交付金交付(振込)通知書兼負担金請求書の通知を受けた日に負担金を必要経費・損金として計上します。

# 仕訳例:生産者負担金の納付猶予により牛マルキンの国費分(4分の3)12万円が交付された対象牛を売却したとき

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
未収入金	不	160,000	価格補填収入	不	160,000

#### 仕訳例:交付金交付(振込)通知書兼負担金請 求書の通知を受けたとき

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
共済掛金	非	40,000	未収入金	不	40,000

#### 仕訳例:交付金が入金したとき

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
普通預金	不	120,000	未収入金	不	120,000

## 肉用牛免税制度とは

肉用牛免税制度とは、農業を営む個人また は農地所有適格法人が、特定の肉用牛を売却 した場合、年間1500頭までの免税対象飼育牛 の売却について、個人はその売却により生じ た事業所得に対する所得税を免除、農地所有 適格法人はその売却による利益の額を損金に 算入するものです。

特定の肉用牛とは、個人または農地所有適格法人が飼育した肉用牛で、①家畜市場や中央卸売市場など一定の市場で売却したもの、

②飼育した生後1年未満の肉用子牛を生産者 補給金交付業務の事務を受託する農協(連合 会)で農林水産大臣が指定したものに委託し て売却したもの、です。

また、免税対象飼育牛とは、特定の肉用牛で、①売却金額が基準金額(肉専用種100万円、交雑種80万円、乳用種50万円)未満のもの、②一定の登録のあるもの、です。一方、売却価額が基準金額以上の肉用牛は、一定の登録のあるものを除き、免税対象飼育牛になりません。

#### ○ 個人の場合

特定の肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの、または年間1500頭を超える免税対象飼育牛が含まれているときは、その個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額は、次の額とすることができます。

総所得金額に係る所得税の額=①+②

- ① (免税対象飼育牛に該当しない特定の 肉用牛の売却価額+年間合計が1500頭 を超える免税対象飼育牛の売却価額)× 5%
- ② その年において特定の肉用牛に係る 事業所得の金額がないものとみなして 計算した場合におけるその年分の総所 得金額について計算した所得税相当額

個人の場合には、免税対象飼育牛に該当しないものや頭数制限を超えるものについて売却価額の6.5%(所得税5%、住民税1.5%)で分離課税されます。また、個人の場合には、免税の結果欠損金が生じても繰り越すことができません。

基準金額以上の売却価額の肉用牛の占める 割合が多いことなどにより、肉用牛の売却に よる農業所得の課税の特例の適用を受けるこ とが不利な場合には、特定の肉用牛の売却のすべてについて通常の課税の方法により所得税を計算することもできます。なお、このようなケースでは、農地所有適格法人とした方が税金面で有利であるので、経営を法人化することをお勧めします。

#### ( 農地所有適格法人の場合

免税対象飼育牛の売却による利益の額は、 次の算式で表される。

免税対象飼育牛の売却による利益 = 免税対象飼育牛に係る収益 - (収益に係る原価 + 売却に係る経費)

法人の場合には、農地所有適格法人の場合、 肉用牛の売却による利益を損金算入します。 損金算入するということは、法人税の課税対 象となる所得金額を計算するうえで、損益計 算書の当期純利益から肉用牛の売却の利益を 減算するということです。その結果、決算書 は黒字で利益が出ていても、課税所得はマイナスになることがあります。法人の場合、分 離課税される仕組みになっていないことや、 利益相当額の損金算入の結果生じた欠損金に ついて青色欠損金として繰り越すことができ るなど、個人に比べてメリットが多くなって います。このため、個人の肉用牛経営で所得 税が発生する場合には、一般に、農地所有適 格法人として法人化した方が有利になります。

## ■ 免税対象飼育牛に係る収益

肉用牛売却所得の課税の特例では、農地所 有適格法人の場合、免税対象飼育牛に係る収 益の額から当該収益に係る原価の額と当該売 却に係る経費の額との合計額を控除した金額 を免税対象飼育牛の売却による利益の額と し、これを損金算入することができます。こ

の場合の免税対象飼育牛に係る収益とは、食 肉市場で売却した肉用牛の場合、枝肉の売却 価額だけでなく、内臓原皮等の価額が含まれ ます (表1)。

また、肉用牛売却所得の課税の特例におい て、牛マルキン、肉用子牛生産者補給金は、 免税対象飼育牛に係る収益に含めます。

免税対象飼育牛に該当するかどうかの免税 基準価額(肉専用種100万円、交雑種80万円、 乳用種50万円)を適用するにあたって、消費 税の8%相当額(原皮については10%相当 額)を上乗せする前の売却価額、すなわち税 抜き売却価額を用いますが、「生産者補給金 等の交付を受けているときは、当該補給金等 の額を加算した後の金額」により判定するこ ととしています(注)。これは、間接的な表 現ですが、生産者補給金等が免税対象飼育牛 に係る収益に含まれることを表しています。 (注):「肉用牛売却所得の課税の特例措置につい て」平成23年12月27日付け23生畜第2123号農林水 産省生産局長通知、最終改正平成29年11月6日

#### (表1) 免税対象飼育牛に係る収益の範囲

	免税対象飼育牛に係る収益	免税収益とならないもの
肉用牛	枝肉 [軽減税率] 内臓 [軽減税率] 原皮 [標準税率] 肉用牛肥育経営安定交付金 (牛マルキン) [不課税]	出荷奨励金 [標準税率] 肉牛事故共済金 [不課税]
肉用子牛	生体 [標準税率] 肉用子牛生産者補給金 [不 課税]	同上

## 肉用牛経営における牛マルキンの 交付の時期と法人の事業年度変更

牛マルキンの交付金の額の算出は月ごとに 行われますが、四半期の最終月以外に販売さ れた交付対象牛に係る交付金は概算払いを行 い、交付金として支払う額(確定額)と概算 払の額との差額を精算払しています。具体的 な支払の時期は**表2**のとおりです。

肉用牛経営の場合、肉用牛免税の適用にお いて牛マルキンの確定額を肉用牛の売却日で 未収計上しなければならないため、実務上、 決算月を3月、6月、9月、12月のいずれか とする必要があります。このため、決算月が それ以外の月の場合は、事業年度を変更して 対応することになります。そのうえで、牛マ ルキンの確定が申告期限ぎりぎりになるた め、法人税について「申告期限の延長の特例 の申請書」を提出して申告期限を1ヵ月延長 することをお勧めします。牛マルキンを未収 計上しないで決算・申告を行った場合、税務

> 調査によって牛マルキンの計上 漏れを指摘されれば修正申告せ ざるを得ないので、気を付けて ください。

> (筆者:(一社)全国農業経営コ ンサルタント協会会長、森税務 会計事務所代表)

#### (表2) 牛マルキンの支払時期

売却日	概算払	精算払 (確定)	売却日	概算払	精算払 (確定)
1月	3月上旬	5月	7月	9月上旬	11月
2月	4月上旬		8月	10月上旬	
3月	_		9月	_	
4月	6月上旬	8月	10月	12月上旬	翌年2月
5月	7月上旬		11月	翌1月上旬	
6月	_		12月	_	

### (独)農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

#### 1. 肉用牛肥育経営安定交付金 (牛マルキン) (令和2年10月分)

(独)農畜産業振興機構は、令和2年10月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱(平成30年12月26日付け30農畜機第5251号)第4の6の(5)のオの規定および同(5)のカの規定により準用する同(1)から(4)までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和3年2月上旬に公表する予定です。

なお、今後、交付対象頭数が確定することにより、既に積立金が不足している都道府県(表中、※2)以外にも積立金が不足する県が発生する可能性があります。その場合、積立金が不足することとなった県における10月分の支払は、国費分のみ(4分の3相当額)となります。

#### (表1) 肉専用種の交付金単価(概算払)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格		肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
北海道	1,144,936円	1,259,060円	<b>※</b> 2 74,033.7₽	栃木県	1,188,026円	1,258,600円	※2 44,637.45円
青森県	1,185,421円	1,238,060円	*2 32,531.325P	群馬県	1,188,026円	1,249,883円	※2 38,753.475円
岩手県	1 105 401 111	1 991 905111	※2 27,964.95円	埼玉県	1,188,026円	1,255,050円	※2 42,241.2円
(日本短角種を除く。)	1,185,421円	1,231,295円	×2 21,904.95F	千葉県	1,188,026円	1,253,722円	※2 41,344.8円
岩手県	0F0.01.9III	001.005		東京都	1,188,026円	1,204,943円	※2 8,418.975円
(日本短角種)	852,813円	821,025円	-  -	神奈川県	1,188,026円	1,259,387円	※2 45,168.675円
宮城県	1,185,421円	1,261,655円	*2 48,457.95P	山梨県	1,188,026円	1,252,052円	※2 40,217.55円
秋田県	1,185,421円	1,243,119円	*2 35,946.15P	長野県	1,188,026円	1,259,449円	60,280.7円
山形県	1,185,421円	1,211,507円	*2 14,608.05P	静岡県	1,188,026円	1,247,425円	※2 37,094.325円
福島県	1,185,421円	1,259,474円	*2 46,985.775P	新潟県	1,217,435円	1,227,144円	※2 3,553.575円
<b>茨</b> 城県	1,188,026円	1,259,340円	<b>※</b> 2 45,136.95₽	富山県	1,217,435円	1,274,640円	47,484.5円

(つづく)

(つづき)

())							
算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの 標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの 標準的生産費	肉用牛1頭当たりの 交付金単価(概算払)※1
石川県 ※3	1,369,769円	1,258,159円	<b>*</b> 2 —	広島県	1,178,624円	1,238,462円	※2 37,390.65円
福井県 ※3	1,433,075円	1,277,223円	<b>*</b> 2 —	山口県	1,178,624円	1,238,944円	※2 37,716.0円
岐阜県 ※3	1,412,027円	1,276,568円	_	徳島県	1,191,461円	1,255,844円	※2 40,458.525円
愛知県	1,208,151円	1,256,093円	※2 29,360.85円	香川県	1,191,461円	1,267,377円	※2 48,243.3円
三重県	1,208,151円	1,215,766円	※2 2,140.125円	愛媛県	1,191,461円	1,240,853円	※2 30,339.6円
滋賀県	1,282,440円	1,278,013円	<b>*</b> 2 —	高知県	1,191,461円	1,049,141円	_
京都府	1,282,440円	1,274,789円	*2 —	福岡県	1,168,451円	1,261,700円	※2 59,943.075円
大阪府	1,282,440円	1,242,358円	<b>*</b> 2 —	佐賀県	1,168,451円	1,254,416円	※2 55,026.375円
兵庫県	1,282,440円	1,443,248円	※2 105,545.4円	長崎県	1,168,451円	1,245,549円	※2 49,041.15円
奈良県	1,282,440円	1,218,286円	<b>*</b> 2 —	熊本県	1,168,451円	1,215,512円	※2 28,766.175円
和歌山県	1,282,440円	1,228,549円	*2 —	大分県	1,168,451円	1,267,309円	※2 63,729.15円
鳥取県	1,178,624円	1,256,907円	66,454.7円	宮崎県	1,168,451円	1,270,903円	※2 66,155.1円
島根県	1,178,624円	1,237,035円	※2 36,427.425円	鹿児島県	1,168,451円	1,273,077円	90,163.4円
岡山県	1,178,624円	1,230,696円	※2 32,148.6円	沖縄県	1,064,023円	1,217,808円	※2 100,804.875円

#### (表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たり	の交付金単価(概算払)※1
六批呑	672,479円	818,555円		127,468.4円
交雑種	東京都、京都府		*2	95,601.3円
乳用種	445,862円	488,050円		33,969.2円

- ※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4000円を控除した額です。
- ※2 肉専用種において※2を付した41都道府県は、積立金が不足しており、東京都、山口県、沖縄県については3月分以降、青森県、岩手県(日本短角種を除く。)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福井県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県については4月分以降、北海道、宮城県、石川県、和歌山県、岡山県、広島県、佐賀県、宮崎県については5月分以降、山形県、神奈川県、静岡県、新潟県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、島根県、長崎県については6月分以降、福島県、三重県、福岡県、熊本県については7月分以降、秋田県、大分県については8月分以降、また、交雑種において※2を付した東京都については6月分以降、京都府については9月分以降、国費分のみ(4分の3相当額)の支払となっていることから、交付金の交付がある場合は、交付金単価の4分の3相当額を表示しています。
- ※3 ※3を付した3県については、都道府県標準販売価格が、全国一円を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、当該県は単独で標準的販売価格の算定を行っています。